

# 仕 様 書

## 1. 自動証明写真機の規格等

設置事業者が設置する自動証明写真機の規格等は、次に定めるところによる。

### (1) 規格

貸付面積内に自動証明写真機、転倒防止器具等のすべてが収まる大きさの自動証明写真機とすること。

### (2) 環境対策

設置する自動証明写真機は、省エネルギー・ノンフロン等環境負荷を低減した機種とすること。

### (3) 設置機器

屋内設置タイプでユニバーサルデザイン機器であること。

### (4) 対応言語

ア 少なくとも日本語、英語、韓国語、中国語、ベトナム語での音声及び画面案内機能を有すること。

イ ただし、ベトナム語対応については、音声及び操作画面案内機能が無い場合は、自動証明写真機にベトナム語対応マニュアル等の設置を行うこと。

ウ 既存の音声案内及び操作画面案内機能から機能が追加された場合には、バージョンアップを行い、機能付加すること。

### (5) 必要とする機能

ア 写真撮影時に、画面・音声にて操作説明機能を有すること。

イ 設置機器単独でインターネットを利用して、マイナンバーカードの申請ができること。

### (6) 各種証明写真への対応

ア マイナンバーカード申請用

イ パスポート申請用

ウ 特別永住者証明書、在留カード申請用

エ 障がい者手帳申請用

オ 各種履歴書用写真

### (7) 証明写真

ア 証明写真の販売価格、品目等の内容については、本市と協議の上これを行うこと。

イ 物価の変動又は消費税率の変更により証明写真の販売価格を変更する場合は、本市と協議すること。

## 2. 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

### (1) 安全対策等

ア 自動証明写真機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。  
また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、JIS 規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

ウ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

(2) 売上状況等の報告

設置した自動証明写真機の売上金額及び電気料については、毎月及び年度毎に市長が指定する期日までに報告すること。

(3) 維持管理責任

ア 設置事業者において、印刷用紙等の補充・売上金の回収・釣銭の補充等、自動証明写真機の維持管理を適切に行うこと。

イ 設置事業者において、自動証明写真機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行い、清潔に保つこと。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持管理に努めること。

エ 自動証明写真機の故障等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等の投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

オ 設置事業者において、操作の問い合わせや返金等の各種苦情処理の対応ができること。

(4) その他

ア 自動証明写真機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動証明写真機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、本市に書面で通知すること。